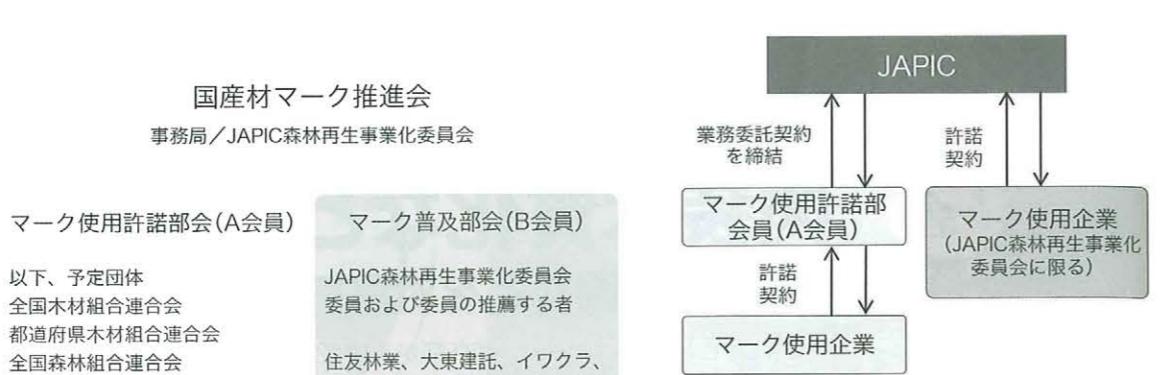


国産材マーク推進体制



国産材マーク推進会

事務局/JAPIC森林再生事業化委員会

マーク使用許諾部会(A会員)

以下、予定団体
全国木材組合連合会
都道府県木材組合連合会
全国森林組合連合会
国産材協会
日本合板工業組合連合会
日本集成材工業協同組合
日本織維板工業会
全国LVL協会
日本フローリング工業会
日本複合床板工業会
日本木材防腐工業組合
全国木造住宅機械フレカット協会等

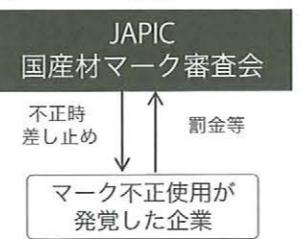
(マーク使用許諾部会の役割)
・国産材マークの会員企業への周知
・企業にマーク使用の許諾

マーク普及部会(B会員)

JAPIC森林再生事業化委員会
委員および委員の推薦する者
住友林業、大東建託、イワクラ、
大建工業、中国木材、ナイス、
兼松日産農林、越井木材工業、
日本製紙、王子製紙、三井物産、
積水化学工業、大和ハウス工業、
三井ホーム、タマホーム、
大林組、鹿島建設、清水建設、
大成建設、竹中工務店、飛島建設、
新日鐵住金、三菱商事、ITC、
東北経済連合会、九州経済連合会等。
日本木造住宅産業協会等。

(マーク普及部会の役割)
・国産材マークの普及に協力
・国産材を使うことが日本の
森林再生に寄与することをPR

【不正使用への対策】



・不正使用時／違約金、立ち入り調査費、名前の公表
・団体（マーク使用許諾部会）の会員企業については、
団体が調査し、改善要求する。改善されない場合は、
マーク審査会が警告・許諾取消・名前公表・違約金
請求を行う。

*不正使用の例・マーク使用の許可を得ないで本マークを使用した場合・外材に対してこのマークを使用した場合など

JAPICが国産材マークを創設 産業界から国産材利用促進をリード

(一社) 日本プロジェクト産業協議会 (JAPIC) が中心となり、「国産材マーク」を創設した。

これは製材・合板・丸太・集成材などの木材製品に、
国産材であることをわかりやすく示すマークを付けるもの。

環境意識の高い企業や消費者の購買意欲を高め、国産材の利用を促していくべきと考えた。

JAPICの森林再生事業化委員会（米田雅子委員長・慶應義塾大学理工学部特任教授）が、「国産材マーク」を創設した。JAPICは、民間企業を中心に構成されるシンクタンク。民間企業のノウハウを活かし、

産学官の交流を通じて国家的課題の解決を図ることを目的に活動を行っている。今回の国産材マークの創設により、産業界がリードして国産材の利用を促すことによって、日本の森林再生に貢献していきたい考えだ。米田委員長は「国産材を使うことにより、森林再生に加え、環境向上、国土保全、水源涵養、花粉症軽減など、様々なメリットが生まれる。国産材マークを使用する企業は、環境意識の高いエンドユーザーへ商品をアピールできる。これまで森林にあまり関係がなかった企業も巻き込んで、大きなうねりを巻き起こしていきたい」と意気込みを語った。

広い範囲の木材製品をカバー

国産材マークの対象品目は、丸太、



「これまで森林にあまり関係がなかった企業も巻きこんで、大きなうねりを巻き起こしていきたい」と話す米田委員長(左から3人目)。

「これまで森林にあまり関係がなかった企業も巻きこんで、大きなうねりを巻き起こしていきたい」と話す米田委員長は、丸太、集成材、繊維板、LVL、防腐木材、複合フローリング、プレカット材などを、防潮木材、複合フローリング、プレカット材などを、国産材マークの創設とともに、JAPICが森林再生事業化委員会に参加する企業などで構成する「マーク普及部会」と、JAPICの森林再生事業化委員会に参加する企業などで構成する「マーク普及部会」も発足させた。

国産材マークの創設とともに、JAPICが森林再生事業化委員会に参加する企業などで構成する「マーク普及部会」と、JAPICの森林再生事業化委員会に参加する企業などで構成する「マーク普及部会」も発足させた。

国産材マーク推進会が発足

国産材マークの普及と促進を図る、国産材の木製品をカバーした。JAPICが木材の品目ごとに、企業名と国産材率を記入する。国産材率は100%、50%以上、50%超、60%以上、70%以上、80%以上、90%で表示。その定義は品目ごとに異なり、例えば、集成材や合板では体積、フローリングでは厚さで決める。木材のマークの表示については、日本独自のSGEC認証制度や、国際的な森林認証制度であるFSCなどがあるが、国産材であることをわざりやすく示したマークがなかつた。その理由について米田委員長は「国が国産材マークを推進すると、外材よりも国産材を優遇していると受け止められ、WTOの非関税障壁に抵触する可能性があるため。今回は、産業界がリードすることにより可能になった」と説明した。

マーク使用を希望する企業は、事務局に申請し、マーク使用許諾を取得しなければならない。そのほか、使用者諸部会の会員は、各団体会員へ国産材マークの周知をはかる役割も担う。一方、国産材マークを積極的に活用し、普及に協力するマーク普及部会の会員は、直接JAPICに申請することでマーク使用許諾を取 得できる。

マークの表示は、原則、マーク使用者が対象製品を出荷する段階で表示するが、マーク使用者の責任で、マーク普及部会の部会長を務める、大東建託の加藤富美夫技術部次長は「マンション物件などを建てる最中

に、建物を覆うシートなどにも一般の人の目に見える形で国産材マークを表示して、広く普及させていきたい」と話した。

国産材マークの信用維持のために規制も整備

一方、国産材マークの不正使用を防ぎ、マークの信用を維持するため、米田委員長を審査会長とする、国産材マーク審査会も設立して不正使用に対する規制を整備した。「国産材マークを使用する」「JAPICが定める基準に従わずに虚偽の記載をする」といった、不正使用が発覚した場合、警告、許諾取り消し、企業名の公表、違約金請求などの対策を講じる。

国産材マークの使用料は無料。ただし、国産材マークの使用を希望する最初の申請の段階で、手続き費用として1万円、さらに不正対策構築のための協力費として1万円の計2万円かかる。許諾期限は1年ごとの自動更新となる。

住生活
産業総合情報誌
2013.9.13 No.15・16
vol.457
第2・第4金曜日
発行

Housing Tribune

Today for Tomorrow

ハウジング トリビューン

<http://www.sohjusha.co.jp>

ココロとカラダが喜ぶ住まい

キーマンに聞く 住宅の健康度をアップするための“処方箋”

予防医学と住まい

(一財)建築環境・省エネルギー機構 理事長 村上 周三 氏

コミュニティと住まい

慶應義塾大学 理工学部 教授 伊香賀 俊治 氏

断熱と住まい

近畿大学 建築学部長 教授 岩前 篤 氏

血管と住まい

山口県立大学 学長 理事長 江里 健輔 氏

ヒートショックと住まい

(地独)東京都健康長寿医療センター 研究所 副所長 高橋 龍太郎 氏

ストレスと住まい

早稲田大学 創造理工学部 教授 田辺 新一 氏

眠りと住まい

江戸川大学 社会学部 人間心理学科長 教授 福田 一彦 氏

明かりと住まい

東京工業大学大学院 総合理工学研究科 准教授 中村 芳樹 氏

においと住まい

杏林大学医学部精神神経科学教室 教授 古賀 良彦 氏

木材と住まい

千葉大学 環境健康フィールド科学センター 副センター長 教授 宮崎 良文 氏

植物と住まい

桐蔭横浜大学 医用工学部 准教授 飯島 健太郎 氏

健康評価と住まい

芝浦工業大学 工学部 教授 秋元 孝之 氏

これからの健康と住まい

(一社)健康・省エネ住宅を推進する国民会議 理事長 上原 裕之 氏